

ふじみ野市ロードレース大会協賛基準

ふじみ野市ロードレース大会協賛規程第5条に定める協賛事業における権利について、下記のとおり定める。

1 協賛事業の規模について

協賛金は、5千円から受け付けるものとする。協賛品の場合は、その内容、価値及び数量等を勘案して協賛金の金額に換算して判断するものとする。

2 協賛事業による権利について

協賛事業の規模に応じて行使できる権利は次の表のとおりとする。この表以外の権利については、実行委員長と協議を要する。

No.	権利の内容	協賛事業の規模
1	ポスター等掲示物における団体名の表示 ※1	5千円以上
	協賛者の広告宣伝における大会名、写真等の 使用許可 ※2	
2	ランナーゼッケンに団体名の表示(8団体まで) ※3	1レース3万円以上
3	ゲストランナーゼッケンに団体名の表示(1団体限定) ※3	5万円以上
4	大会命名権(ネーミングライツ1団体限定)	30万円以上

※1 申し出の際、協賛者として公表されないことを希望した場合は表示しない

※2 同意を得られない参加者の写真等については、この限りでない。

※3 No.2～4の権利にはNo.1の権利が付帯する。なお、No.4の権利については、実行委員長が別に募集要項を定める。

附 則

この基準は平成26年7月23日から適用する。

附 則

この基準は平成27年9月7日から適用する。

附 則

この基準は令和4年9月8日から適用する。

附 則

この基準は令和6年6月19日から適用する。

この基準は令和8年6月11日から適用する。